

(愛媛県報平成20年12月26日第2028号外 1 別記 1)

燧灘における特定区画漁業の免許の内容たるべき事項等

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	四国中央市中之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びクエの9直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 B 四国中央市大谷川河口右岸端 C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識 G 四国中央市三島金子1丁目埋立護岸北東角 点 ア Aから310度709メートルの点 イ Aから310度984メートルの点 ウ Gから319度30分322メートルの点 エ Aから310度1,550メートルの点 オ Dから香川県円上島中央見通し1,428メートルの点 カ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの点 キ Bから325度20分357メートルの点 ク Bから325度20分428メートルの点 ケ Fから286度30分38メートルの点	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町	別記1及び2のとおり
燧特区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	四国中央市豊岡町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 四国中央市豊岡町と市寒川町との最大高潮時海岸線における境界の標識 B 四国中央市豊岡町豊岡漁港西防波堤突端から防波堤沿い西へ15.5メートルの標識 C 四国中央市豊岡町豊岡漁港西防波堤付根の標識 D 四国中央市豊岡町大地川河口右岸の標識 点 ア Dから岡山県大飛島西端見通し600メートルの点 イ Aから香川県円上島東端見通し600メートルの点 ウ Aから香川県円上島東端見通し1,500メートルの点 エ Dから岡山県大飛島西端見通し1,360メートルの点 オ Cから0度600メートルの点 カ Bから0度459メートルの点 キ Bから0度1,259メートルの点 ク Cから0度1,400メートルの点	四国中央市豊岡町	別記1及び2のとおり
燧特区第3号	第1種区画漁業	あかがい沈下式養殖業	1月1日から12月31日まで	四国中央市寒川町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地護岸北東角 B Aから護岸沿い南東へ198メートルにある東護岸上の標識 C 四国中央市寒川町寒川東部埋立地西側護岸先端にある標識 点 ア Bから香川県円上島中央見通し260メートルの点 イ Bから香川県円上島中央見通し1,160メートルの点 ウ Cから香川県股島中央見通し960メートルの点 エ Cから香川県股島中央見通し60メートルの点	四国中央市寒川町	別記2のとおり
燧特区第4号	第1種区画漁業	あかがい沈下式養殖業	1月1日から12月31日まで	四国中央市寒川町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西へ361メートルの標識 B 四国中央市寒川町と市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界 C Aから香川県円上島東端見通し90メートルの点	四国中央市寒川町	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから香川県円上島東端見通し1,190メートルの点 イ Bから香川県円上島東端見通し1,400メートルの点 ウ Bから香川県円上島東端見通し300メートルの点 エ Uから基点C見通し850メートルの点		
燧特区 第5号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	新居浜市大島 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大 高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島虎崎北端 B 新居浜市大島松ノ鼻北端 C 新居浜市大島池ノ鼻北端 D 新居浜市大島漁港東側防波堤突端 点 ア Aから越智郡上島町魚島頂見通し200メー トルの点 イ Bから越智郡上島町魚島頂見通し200メー トルの点 ウ Cから69度1,400メートルの点 エ Dから87度1,700メートルの点	新居浜市 大島地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第6号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	新居浜市大島 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大 高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島漁港第1号防波堤付根 B 新居浜市大島宮ノ鼻南東端 C 新居浜市大島城ノ鼻防波堤西側付根 D 新居浜市大島御園鼻南端 E 新居浜市大島市部標識 点 ア Bから新居浜市と四国中央市との最大高潮時海 岸線における境界見通し115メートルの点 イ Cから新居浜市多喜浜阿島沿岸堤防と道路との 交点見通し300メートルの点 ウ Dから新居浜市黒島竜宮鼻見通し350メー トルの点 エ Eから新居浜市黒島白石鼻見通し200メー トルの点	新居浜市 大島地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第7号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	新居浜市多喜 浜荷内地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市と四国中央市との最大高潮時海岸線に おける境界 B 新居浜市多喜浜荷内川尻西谷橋西北端から海岸 線沿い西へ187メートルの標識 C 新居浜市阿島海岸堤防と道路との交点の標識（ 堤防切れ目中央） 点 ア Aから越智郡上島町江ノ島中央見通し700メー トルの点 イ Bから新居浜市大島漁港内船溜防波堤付根貯油 タンク見通し840メートルの点 ウ Bから新居浜市大島漁港内船溜防波堤付根貯油 タンク見通し200メートルの点 エ Cから新居浜市大島宮ノ鼻見通し200メー トルの点	新居浜市 大島地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第8号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	新居浜市多喜 浜阿島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市多喜浜阿島川尻右岸端から海岸沿い東 へ200メートルの標識 B 新居浜市多喜浜阿島海岸堤防と道路との交点の 標識（堤防切れ目中央） 点 ア Aから新居浜市大島御園鼻見通し100メー トルの点	新居浜市 大島地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから新居浜市大島宮ノ鼻見通し100メートルの点		
燧特区第9号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市玉津地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの8直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路部測点から護岸沿い西へ358メートルの標識</p> <p>点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し860メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点 オ エから73度15分805メートルの点 カ オから307度45分310メートルの点 キ ウから78度20分380メートルの点 ク ウから78度20分180メートルの点 ケ シから351度280メートルの点 コ ケから208度30分260メートルの点 サ コから253度30分228メートルの点 シ エから73度15分385メートルの点</p>	西条市玉津地区	別記1、2及び3のとおり
燧特区第10号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市加茂川地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号</p> <p>点 ア AからB見通し15メートルの点 イ AからB見通し260メートルの点 ウ Aから306度40分445メートルの点 エ Aから347度10分400メートルの点</p>	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり
燧特区第11号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市干拓地先	<p>ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市第二期西条干拓西側護岸角の標識</p> <p>点 ア Aから西条市第二期西条干拓西側護岸の延長線上340メートルの点 イ Aから西条市第二期西条干拓西側護岸の延長線上1,260メートルの点 ウ アからAアの直線に直角に西へ125メートルの点 エ アからAアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ イからAイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ イからAイの直線に直角に西へ125メートルの点</p>	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり
燧特区第12号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市干拓地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ650メートルの標識 B 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識</p> <p>点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,200メートルの点 ウ イから3度1,250メートルの点 エ オから16度40分1,400メートルの点 オ Bから336度2,250メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点</p>	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第13号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市市塚地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路部測点から護岸沿い西へ358メートルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸西端から護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し714メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,280メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し780メートルの点 オ アから253度30分1,330メートルの点	西条市西条地区	別記1及び2のとお
燧特区第14号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市干拓地先	Aオ、エオ、ウエ、アウ及びアBの5直線とA B間の護岸から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ400メートルの標識 B 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点 イ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点 ウ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点から同延長線に直角に東60メートルの点 エ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点から同延長線に直角に東60メートルの点 オ Aから340度900メートルの点	西条市西条地区	別記1及び2のとお
燧特区第15号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根 B Aから護岸沿い西へ650メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,100メートルの点 ウ Aから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点 エ オから3度1,250メートルの点 オ Bから336度2,200メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	西条市西条地区	別記1及び2のとお
燧特区第16号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市禎瑞地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、Eカ、カキ、キF、GH、IJ、KK、クケ及びケMの14直線とB E間、FG間、HI間、JK間及びMA間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 B Cから護岸沿い北へ700メートルの標識 C 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界 D Cから護岸沿い南東へ150メートルの標識 E 西条市今在家護岸北東端 F 西条市氷見蛭子塩釜堤防護岸の根から護岸沿い北へ300メートルの標識 G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号 H 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 I 西条市禎瑞長波根突端 J 西条市禎瑞東樋門東側の根	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとお

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					K 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 L 西条市古川加茂川右岸標識1号 M Lから347度10分400メートルの標識 点 ア Aから西条市第2期西条干拓護岸の延長線上340メートルの点 イ アからAアに直角に西へ125メートルの点 ウ AからAアの延長線上1260メートルの点から同延長線に直角に西125メートルの点 エ Dから今治市宮窪町梶島中央見通し900メートルの点 オ Dから今治市宮窪町梶島中央見通し800メートルの点 カ Eから135度30メートルの点 キ Eから90度80メートルの点 ク LからK見通し260メートルの点 ケ Lから306度40分445メートルの点		
燧特区第17号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市禎瑞地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線で囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西堤防西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 B 西条市氷見と今在家との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ150メートルの標識 C 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Aから336度1200メートルの点 イ Aから336度2250メートルの点 ウ イから16度40分1400メートルの点 エ Aから今治市小平市島西端見通し3600メートルの点 オ Bから今治市宮窪町梶島中央見通し2200メートルの点 カ Bから今治市宮窪町梶島中央見通し1200メートルの点 キ Cから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上北へ1500メートルの点	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとおり
燧特区第18号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市吉井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びオカの6直線とAオ及びカD間の最大高潮時海岸線から11メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市北条一ツ橋下流端右岸角標識 B 西条市今在家広江川橋下流端左岸標識 C Eから護岸沿い南355メートルの標識 D Eから護岸沿い南100メートルの標識 E 西条市東予港中央岸壁南側右岸付根標識 点 ア Aから65度30分41メートルの点 イ Cから219度138メートルの点 ウ Cから239度30メートルの点 エ Dから264度30メートルの点 オ Bから広江川左岸護岸沿い南西へ140メートルの標識 カ オから129度60メートルの護岸標識	西条市吉井地区	別記1及び2のとおり
燧特区第19号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市多賀地先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大高潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市北条一ツ橋下流端左岸角の標識 B Aから護岸沿い北へ10メートルの標識 C Aから護岸沿い北へ265メートルの標識 点 ア Bから134度35メートルの点 イ Cから134度35メートルの点	西条市多賀地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第20号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市北条地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市崩口川川尻左岸角の標識 B Aから西条市崩口川左岸の護岸沿い南へ250メートルの標識 点 ア Aから119度35メートルの点 イ Bから119度35メートルの点	西条市多賀地区	別記1及び2のとおり
燧特区第21号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市三津屋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市崩口川川尻左岸角の標識 B Aから護岸沿い西へ100メートルの標識 点 ア Aから49度30メートルの点 イ Bから49度30メートルの点	西条市多賀地区	別記1及び2のとおり
燧特区第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東角から北西へ70メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から南東へ38メートルの点 C 西条市壬生川港西防波堤(2号突堤)南西端 点 ア Aから52度10メートルの点 イ Aから52度550メートルの点 ウ Bから52度540メートルの点 エ Bから52度10メートルの点	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燧特区第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ140メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度10メートルの点 イ Aから333度30メートルの点 ウ イから52度207.5メートルの点 エ Bから52度60メートルの点 オ Bから52度10メートルの点 カ 壬生川地区小型船だまり護岸北端から2度14メートルの点	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燧特区第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ430メートルの標識 B 西条市壬生川高須松垣造船所角の防波堤北東端 C 西条市壬生川港西防波堤(2号突堤)南西端 点 ア AからB見通し10メートルの点 イ Aから52度960メートルの点 ウ エから52度1,010メートルの点 エ BからA見通し5メートルの点	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燧特区第25号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川高須波止突端 B 西条市壬生川大明神川右岸波止突端 点 ア Aから52度500メートルの点 イ Bから52度300メートルの点	西条市壬生川地区、河原津地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第26号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	<p>アウ、ウエ、エカ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、西条市新川河口左岸波止突端東角から魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びビとオを結んだ直線の北東側160メートルの間を除く。</p> <p>基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東南角より100メートルの標識 B 西条市壬生川大明神川右岸波止付根南側から護岸沿い南へ50メートルの標識</p> <p>点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,200メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,480メートルの点 ウ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,910メートルの点 エ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,865メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,430メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,150メートルの点</p>	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおあり
燧特区第27号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	<p>イウ、ウエ、エオ及びブイの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市壬生川船だまり護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ38メートルの点</p> <p>点 ア Aから333度12メートルの点 イ Aから52度70メートルの点 ウ Aから52度297.5メートルの点 エ Bから52度287.5メートルの点 オ Bから52度60メートルの点</p>	西条市河原津地区	別記1及び2のとおあり
燧特区第28号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市河原津地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市大明神川河口左岸の標識から西条市楠河東工区干拓地護岸沿い西へ100メートルの標識 B 西条市小向川河口左岸の標識から西条市楠河西工区干拓地護岸沿い西へ200メートルの標識</p> <p>点 ア Aから49度400メートルの点 イ Aから49度500メートルの点 ウ Aから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ ウから越智郡上島町魚島頂見通し900メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,100メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し300メートルの点</p>	西条市河原津地区	別記1及び2のとおあり
燧特区第29号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市河原津地先	<p>Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市河原津北川左岸防波堤北端 B 西条市河原津旧山本川防波堤北端</p> <p>点 ア Aから西条市楠河西干拓地護岸に平行（護岸から35メートルの間隔）に北東300メートルの点 イ Bから西条市大崎鼻突端見通し300メートルの点</p>	西条市河原津地区	別記1及び2のとおあり
燧特区第30号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市河原津地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市河原津漁港西防波堤西側付根 B 西条市大崎鼻突端</p> <p>点 ア Aから越智郡上島町魚島頂見通し300メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島頂見通し900メートルの点</p>	西条市河原津地区	別記1及び2のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ Bから西条市楠河西干拓地西角見通し200メートルの点		
燧特区第31号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市桜井地先	Aから今治市比岐島西端見通し線とBから同市平市島南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cから今治市比岐島西端見通し線とCから同市平市島南端見通し線との間の区域を除く。 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱 B 今治市桜井沖浦の鼻(メバル磯) C 今治市桜井漁港南防波堤付根	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり
燧特区第32号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市桜井地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市桜井河口港右岸突堤東端 点 ア Aから159度30分332メートルの点 イ アからニシ磯北端見通し78メートルの点 ウ Aからニシ磯北端見通し75メートルの点	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり
燧特区第33号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島依崎北西端 B 越智郡上島町魚島小崎鼻北東端 点 ア Aから10度700メートルの点 イ Bから49度950メートルの点 ウ イから10度1,000メートルの点 エ Aから10度1,700メートルの点	越智郡上島町魚島	別記1及び2のとおり
燧特区第34号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島宮ノ越鼻北端 B 越智郡上島町高井神島港東防波堤東側屈曲点 点 ア Aから73度1,020メートルの点 イ Bから88度820メートルの点 ウ イから90度1,350メートルの点 エ アから90度1,350メートルの点	越智郡上島町魚島	別記1、2及び3のとおり
燧特区第35号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島三角(くずれ)東端 点 ア Aから55度630メートルの点 イ Aから83度1,520メートルの点 ウ イから10度270メートルの点 エ アから10度270メートルの点	越智郡上島町魚島	別記1、2及び3のとおり
燧特区第36号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島篠塚漁港防波堤付根から先端に向かって防波堤沿い150メートルの標識 B 越智郡上島町魚島篠塚漁港防波堤付根から先端に向かって防波堤沿い125メートルの標識 点 ア Aから300度150メートルの点 イ Aから300度220メートルの点 ウ Bから315度200メートルの点 エ Bから319度130メートルの点	越智郡上島町魚島	別記2のとおり
燧特区第37号	第1種漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クア及びカアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻北東端 点 ア Aから291度960メートルの点 イ Aから312度1,670メートルの点 ウ Aから24度2,200メートルの点 エ Aから72度1,620メートルの点 オ Aから76度840メートルの点 カ Aから47度880メートルの点 キ Aから295度430メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ク Aから314.5度720メートルの点		
燧特区第38号	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡上島町百貫島地先	越智郡上島町百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線と同海岸線から1,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。 基点 A 越智郡上島町百貫島西端 点 ア Aから305度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 イ Aから305度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点 ウ Aから271度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ Aから287度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり
燧特区第39号	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島大谷地先	アイ、イウ、ウエ、エク、クキ、キカ、オカ及びピアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島馬立東鼻北東端 B 越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端 C 越智郡上島町弓削島大谷鼻東端 D 越智郡上島町弓削島狩尾防波堤先端 点 ア Aから広島県田島南端見通し400メートルの点 イ Bから岡山県六島南端見通し600メートルの点 ウ Cから香川県円上島島頂見通し650メートルの点 エ Dから越智郡上島町高井神島島頂見通し1,160メートルの点 オ Aから広島県田島南端見通し900メートルの点 カ Bから岡山県六島南端見通し1,200メートルの点 キ Cから香川県円上島島頂見通し1,200メートルの点 ク Dから越智郡上島町豊島白ノ鼻見通し1,650メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり
燧特区第40号	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島久司浦地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島鯨漁港西防波堤付根 B 越智郡上島町弓削島沢津突堤付根 点 ア Aから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点 イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
燧特区第41号	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島引野地先	Dイ、イア、アA、AB及びBCの5直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北西角 B 越智郡上島町弓削島今出突堤付根 C 越智郡上島町弓削島引野突堤付根 D 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻先端 点 ア Aから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ Dから広島県因島鯉ノ鼻見通し50メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
燧特区第42号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町生名蛙石地先	AB、Bイ、イア及びアAの4直線に囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名4515番地前小型簡易標識灯 B 越智郡上島町生名4549番地前棧橋取付護岸北側先端 点 ア Aから越智郡上島町岩城船越川水路口見通し50メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城104番地見通し50メートルの点	越智郡上島町生名	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第43号	第1種区画漁業	ひおづぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町生名砂浜地先	A B、B イ、イア及びアAの4直線によって囲まれた区域。ただし、AとBの最大高潮時海岸線から10メートルの区域を除く。 基点 A 越智郡上島町生名汐早の鼻南西端 B 越智郡上島町生名横浜南端鼻北西端 点 ア Aから越智郡上島町岩城6017番地見通し50メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城6017番地見通し50メートルの点	越智郡上島町生名	別記2のとおり
燧特区第44号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町生名持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸北角から護岸沿い南へ20メートルの標識 C 越智郡上島町生名後新開護岸北角 点 ア Bから越智郡上島町岩城長江の鼻東端見通し80メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城長江の鼻東端見通し線とAから越智郡上島町生名大串鼻西端を結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城長江総合グラウンド東角見通し線とAから越智郡上島町生名大串鼻西端を結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城長江総合グラウンド東角見通し260メートルの点	越智郡上島町生名	別記2のとおり
燧特区第45号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城長江井ノ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城長江4973 - 2番地前護岸排水口 B 越智郡上島町岩城長江川河口南角 点 ア Aから越智郡上島町生名小島見通し90メートルの点 イ Aから越智郡上島町生名小島見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町生名大島見通し150メートルの点 エ Bから越智郡上島町生名大島見通し60メートルの点	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燧特区第46号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城浜地先	A B、B ア、アAの3直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城菰隠崎東端 B 越智郡上島町岩城浜先鳩岡の標識 点 ア Aから越智郡上島町岩城浜防波堤南西角見通し線とBから180度の線との交点	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燧特区第47号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城雁浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城先田名後の標識 B 越智郡上島町岩城215 - 1番地の水路口 点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師崎見通し200メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し100メートルの点 エ Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師崎見通し100メートルの点	越智郡上島町岩城	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第48号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦大角豆島南端 点 ア Aから60度850メートルの点 イ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し800メートルの点 ウ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し350メートルの点 エ Aから41度440メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第49号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦東長崎北東端 点 ア Aから60度620メートルの点 イ Aから74度470メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第50号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ及びウBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦沖ノ小島島頂 B 今治市伯方町北浦石風呂鼻南西端 点 ア Aから156度226メートルの点 イ AからB見通し120メートルの点 ウ Aから210度350メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第51号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦港棧橋東側取付部 点 ア Aから48度400メートルの点 イ Aから45度550メートルの点 ウ Aから55度570メートルの点 エ Aから62度430メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第52号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦沖ノ小島島頂 点 ア 今治市伯方町北浦港東側防波堤先端から同港西側防波堤先端見通し280メートルの点 イ Aから223度480メートルの点 ウ Aから210度470メートルの点 エ 今治市伯方町北浦港東側防波堤先端から同港西側防波堤先端見通し170メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第53号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦小田小坂地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦ワシワ山頂 点 ア Aから273度680メートルの点 イ Aから今治市伯方町伊方前浜築港突端見通し400メートルの点 ウ Aから273度1,120メートルの点 エ Aから281度740メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第54号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町伊方大長崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方大長崎北端 点 ア Aから127度420メートルの点 イ Aから148度400メートルの点 ウ Aから167度100メートルの点 エ Aから93度140メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第55号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤先端 点 ア Aから268度350メートルの点 イ Aから229度400メートルの点 ウ Aから240度590メートルの点 エ Aから265度560メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第56号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤西側付根 点 ア Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し50メートルの点 イ Aから178度210メートルの点 ウ Aから226度400メートルの点 エ Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し350メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第57号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町有津梅地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町有津甲2358番地(伯方高校)西端角 点 ア Aから38度170メートルの点 イ Aから309度10メートルの点 ウ Aから309度210メートルの点 エ Aから347度270メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第58号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町木浦大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦松ケ鼻南端 点 ア Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し400メートルの点 イ Aから52度440メートルの点 ウ Aから62度730メートルの点 エ Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し700メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第59号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島明神島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島明神島明神鼻から南へ海岸沿い190メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島明神島十文字鼻東端 点 ア Aから110度100メートルの点 イ Aから110度300メートルの点 ウ Bから110度300メートルの点 エ Bから110度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり
燧特区第60号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島美濃島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島美濃島北端 B 今治市宮窪町四阪島美濃島東南部突端の標識 点 ア Aから126度380メートルの点 イ Aから126度580メートルの点 ウ Bから126度280メートルの点 エ Bから126度80メートルの点	今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり
燧特区第61号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島鼠島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島鼠島西端の標識 B 今治市宮窪町四阪島鼠島南端の標識 点 ア Aから260度200メートルの点 イ Aから260度500メートルの点 ウ Bから260度650メートルの点 エ Bから260度350メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第62号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島梶島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島東端の標識 B 今治市宮窪町四阪島梶島砂の鼻南端 点 ア Aから100度100メートルの点 イ Aから100度300メートルの点 ウ Bから110度420メートルの点 エ Bから118度230メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第63号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島梶島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島西端から海岸沿い南東100メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島梶島南端から海岸沿い北西	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					200メートルの標識 点 ア Aから250度150メートルの点 イ Aから250度450メートルの点 ウ Bから250度450メートルの点 エ Bから250度150メートルの点		
燧特区第64号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町早川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町早川港西防波堤西側基部から30メートルの標識 B 今治市宮窪町早川港西防波堤西側基部から50メートルの標識 点 ア Aから286度10メートルの点 イ Aから286度50メートルの点 ウ Bから285度50メートルの点 エ Bから285度10メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第65号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町早川早川ふ頭港用地北東角 点 ア Aから82度330メートルの点 イ Aから98度330メートルの点 ウ Aから94度560メートルの点 エ Aから84度560メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第66号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町宮窪見近島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町見近島西北端の標識 B 今治市宮窪町見近島北端から海岸沿い西へ60メートルの標識 点 ア Aから243度100メートルの点 イ Aから243度270メートルの点 ウ Bから243度370メートルの点 エ Bから243度200メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第67号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鶴島北東部地先	Bア、アイ及びイAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Bから330度100メートルの点 イ Aから330度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第68号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鶴島東南部地先	Bイ、イア及びアAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島妙道鼻防波堤東側付根 B 今治市宮窪町鶴島大もうじの標識 点 ア Aから131度50メートルの点 イ Aから131度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第69号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ750メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ460メートルの標識 点 ア Aから340度50メートルの点 イ Aから340度150メートルの点 ウ Bから340度150メートルの点 エ Bから340度50メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第70号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町友浦横島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦横島丸もうじ鼻中央 B 今治市宮窪町友浦横島丸もうじ鼻北東端 点 ア Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し60メートルの点 イ Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し200メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから今治市宮窪町友浦カマガシ島西端見通し200メートルの点 エ Bから今治市宮窪町友浦カマガシ島西端見通し60メートルの点		
燧特区第71号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌2月20日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦姫祖の鼻南端 B 今治市宮窪町友浦荒神川河口右岸 点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第72号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町友浦九十九島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ70メートルの標識 B 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 点 ア Aから今治市宮窪町友浦九十九島西北端見通し300メートルの点 イ Aから今治市宮窪町友浦九十九島西北端見通し450メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町友浦九十九島東端見通し650メートルの点 エ Bから今治市宮窪町友浦九十九島東端見通し500メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第73号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌6月30日まで	今治市宮窪町宮窪鶴島北東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから330度100メートルの点 イ Bから330度100メートルの点 ウ イから0度115メートルの点 エ Aから330度200メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第74号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町宮窪鶴島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端から海岸沿い西へ270メートルの標識 点 ア Aから0度130メートルの点 イ Aから0度240メートルの点 ウ イから270度120メートルの点 エ アから270度120メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第75号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江と同市宮窪町友浦との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町仁江1996番地地先の標識(通称トビガス) 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 エ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第76号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江1996番地地先の標識(通称トビガス) B 今治市吉海町仁江平草ダケノ鼻南東端 C 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 D 今治市吉海町志津見漁港西防波堤東側付根 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し350メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し300メートルの点 エ Dから今治市比岐島東端見通し500メートルの点 オ Dから今治市比岐島東端見通し180メートルの点 カ Cから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 キ Cから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 ク Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点		
燧特区第77号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B 今治市吉海町名おそが崎南東端 C 今治市吉海町名垂水中磯から海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの点 ウ Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの点 エ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 オ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第78号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市吉海町仁江志津見地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 B 今治市吉海町志津見漁港東防波堤第2屈曲点の標識 点 ア Aから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 イ Aから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し140メートルの点 エ Bから今治市比岐島西端見通し60メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記2のとおり
燧特区第79号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町鴨礁地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町シイガ鼻北端 点 ア Aから真方位350度1,050メートルの点 イ Aから真方位350度520メートルの点 ウ Aから真方位33度570メートルの点 エ Aから真方位12度1,050メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第80号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町名江越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町名江越風無東の鼻南東端 B 今治市吉海町名江越中央標識 点 ア Aから今治市比岐島西端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島西端見通し250メートルの点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し270メートルの点 エ Bから今治市比岐島西端見通し70メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第81号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町瀬戸字浜側地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町瀬戸字浜側防波堤東側突端 B 今治市上浦町瀬戸新開護岸北端 点 ア Aから90度10メートルの点 イ Bから90度20メートルの点 ウ Bから90度50メートルの点 エ Aから90度40メートルの点	今治市上浦町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第82号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町甘崎城山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町甘崎防波堤東側屈曲点の標識 点 ア Aから143度140メートルの点 イ Aから350度52メートルの点 ウ Aから51度360メートルの点 エ Aから83度385メートルの点	今治市上浦町	別記2のとおり
燧特区第83号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い東へ25メートルの標識 B 今治市上浦町井口6691 - 3番地前護岸北角の標識 点 ア Aから60度20メートルの点 イ Bから95度55メートルの点 ウ Bから95度230メートルの点 エ Aから60度170メートルの点	今治市上浦町	別記2のとおり
燧特区第84号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町石油貯蔵所棧橋南側付根 B 今治市上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点 ア Bから75度70メートルの点 イ Aから75度80メートルの点 ウ Aから75度180メートルの点 エ Bから75度170メートルの点	今治市上浦町	別記2のとおり
燧特区第85号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町石油貯蔵所棧橋北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B 今治市上浦町石油貯蔵所棧橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点 ア Aから55度60メートルの点 イ Bから55度70メートルの点 ウ Bから55度140メートルの点 エ Aから55度130メートルの点	今治市上浦町	別記2のとおり
燧特区第86号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市上浦町盛地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町盛漁港東側埋立地護岸南東端から県道沿い南東へ46メートルの標識 B 今治市上浦町盛3112番地護岸南側付根の標識 点 ア Bから34度250メートルの点 イ Aから34度140メートルの点 ウ Aから34度290メートルの点 エ Bから34度400メートルの点	今治市上浦町	別記2のとおり
燧特区第87号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町肥海棚林島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町肥海棚林島南端 点 ア Aから281度30分150メートルの点 イ Aから221度400メートルの点 ウ Aから193度370メートルの点 エ Aから136度40メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第88号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総大横島地先	A B及びC Dを結んだ直線とA B、C D間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5790番地地先西南端の鼻 B 今治市大三島町口総大横島5799番地地先西北端の鼻 C 今治市大三島町口総大横島5800番地地先西南端の鼻 D 今治市大三島町口総大横島5848番地地先北端の鼻	今治市大三島町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第89号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町台地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 B 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町口総大横島頂見通し600メートルの点 イ Bから今治市大三島町宮浦御串山山頂見通し650メートルの点 ウ Aから今治市大三島町野々江オガタ鼻見通し400メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第90号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びブアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 点 ア Aから190度90メートルの点 イ Aから201度450メートルの点 ウ Aから190度820メートルの点 エ Aから181度30分810メートルの点 オ Aから152度110メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第91号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	アイ、イウ、ウエ及びブアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから0度150メートルの点 イ Aから0度390メートルの点 ウ Aから77度495メートルの点 エ Aから104度40分495メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第92号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町野々江オガタ鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 C 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町肥海石塔鼻見通し200メートルの点 イ Cから63度20分65メートルの点 ウ Cから144度190メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第93号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 点 ア Aから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 イ Aから63度20分65メートルの点 ウ Aから144度190メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第94号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びブアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総1000番地地先大谷護岸階段付け根 点 ア Aから313度115メートルの点 イ Aから333度220メートルの点 ウ Aから23度40分240メートルの点 エ Aから47度40分153メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり
燧特区第95号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町口総大谷地先	Aア、アイ、イBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総フィッシングセンター防波堤南西端 B 今治市大三島町口総カクミ鼻西端 点 ア Aから今治市大三島町浦戸福島北端見通し50メートルの点 イ Bから今治市大三島町口総大横島西端見通し100メートルの点	今治市大三島町	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
燧特区 第96号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総大横島 地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大高潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5788番地地先鼻の北 端 B 今治市大三島町口総大横島6095番地地先鼻の北 東端 点 ア Aから同町口総大横島6089番地地先鼻の北端を 見通した線とBから同町口総小横島6172番地地先 鼻の東端を見通した線との交点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第97号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町浦戸地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町浦戸1508番地地先棧橋入口西側 付け根 点 ア Aから314度62メートルの点 イ Aから289度130メートルの点 ウ Aから325度50分215メートルの点 エ Aから346度180メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第98号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町宗方アジロ 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町宗方338番地地先護岸北角 点 ア Aから255度60メートルの点 イ Aから268度120メートルの点 ウ Aから216度270メートルの点 エ Aから203度250メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第99号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町宗方柏島地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町宗方7531番地地先護岸北角 点 ア Aから280度138メートルの点 イ Aから240度110メートルの点 ウ Aから246度290メートルの点 エ Aから260度50分300メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第100 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町宗方柏島地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町宗方7617番地地先護岸西角 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度160メートルの点 ウ Aから138度240メートルの点 エ Aから164度188メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第101 号	第1種 区画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	今治市関前小 大下地先	Aから今治市波方町棍取鼻見通し線とBから今治市波方町 馬刀渦東防波堤見通し線との間の最大高潮時海岸線から150 メートル以内の区域 基点 A 今治市関前小大下西端の標識 B 今治市関前小大下乙1351 - 6前護岸西角	今治市関 前	別記1及 び2のと おり
燧特区 第102 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市関前岡 村小惣津地先	Aア及びアイの2直線とAイ間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村甲2509番地前護岸北の角 点 ア Aから7度144メートルの点 イ Aから355度40分の線と最大低潮時海岸線との 交点	今治市関 前	別記2の とおり
燧特区 第103 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市関前岡 村地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村正月鼻北端 B 今治市関前岡村戸町北の鼻北端 点 ア Aから広島県大崎上島西南端見通し80メートル の点 イ Bから広島県大崎上島明石灯台見通し250メー トルの点	今治市関 前	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第104号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市関前岡 村地先	A Bの直線と宮浦新旧防波堤とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村宮浦新防波堤北側屈曲点 B 今治市関前岡村宮浦旧防波堤南側突端	今治市関 前	別記2の とおり
燧特区 第105号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市波方町 小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場北西角 B 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場南西角 C 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から 防波堤沿い南へ50メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から 防波堤沿い南へ434.6メートルの標識 点 ア AからC見通し170メートルの点 イ AからC見通し120.6メートルの点 ウ BからD見通し88.8メートルの点 エ BからD見通し119.3メートルの点	今治市波 方町小部 地区	別記2の とおり
燧特区 第106号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市波方町 小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港防汐堤北角 B Aから防汐堤沿い南へ160メートルの標識 C 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から 防波堤沿い北へ185メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から 防波堤沿い北へ30メートルの標識 点 ア AからC見通し218.9メートルの点 イ AからC見通し183.9メートルの点 ウ BからD見通し211.8メートルの点 エ BからD見通し246.8メートルの点	今治市波 方町小部 地区	別記2の とおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。